

令和5年4月13日
子ども家庭部長決定

1 対象施設 48 施設

- (1) 小規模保育事業所 41 施設
- (2) 事業所内保育事業所 6 施設
- (3) 家庭的保育事業（区委託） 1 施設

2 実施内容

「東京都板橋区特定教育・保育施設等に係る指導及び監査実施要綱」及び「東京都板橋区児童福祉施設等指導検査実施要綱」による。

3 基本方針

区は待機児童解消を目的に保育施設の整備を進め、この数年で多様な主体により多くの保育施設が設置された。結果として待機児童は解消されたが、コロナ禍による保護者の就労環境の変化もあって多くの特定地域型保育事業では空き定員が生じている。

利用児童数の減少により安定的な施設運営が難しい事業者が生じる中で、児童が安全な環境下で適切な保育サービスを受け、保護者が安心して児童を預けるためには、指導検査をとおして施設の適正な運営を確保していくことが重要となる。

特定地域型保育事業に係る指導検査では、次項に掲げる重点項目を中心に、別に定める検査基準に照らして各施設の状況を詳らかにし、関係法令等に違反する事項が判明した場合は改善を求め、適合する場合においても助言指導を行う。これにより、設置者が施設及び事業を適正に運営し、サービスの質の確保・向上を図るよう促し、区内の保育サービス全体の質と利用者支援の向上を目指す。

なお、一時預かり事業や病児・病後児保育を実施する施設については、各検査基準に基づく指導検査を同時に実施する。

4 一般指導検査の重点項目

(1) 運営関係

① 職員の状況

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び保有資格に関する基準を満たしているか。

(イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(ウ) 職員の資質向上のための取組を行っているか。

② 安全対策の状況

(ア) 在籍児童に見合う基準面積と、保育室の安全は確保されているか。

- (イ) 消防計画に基づく避難・消火訓練、救命救急訓練等を実施しているか。
- (ウ) 安全計画を策定し、「施設の設備等の安全点検」「職員や児童に対する安全確保のための指導」「職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組」についての年間計画を定めているか。また、これを職員や利用児童保護者に周知しているか。

③ 運営管理の状況

- (ア) 運営規程を作成し、重要事項の周知・掲示をしているか。
- (イ) 苦情及び事故の記録簿を作成し、5年間保存しているか。

(2) 保育関係

①保育の状況

- (ア) 子どもの人権に配慮した保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の編成等がなされているか。

②食事の提供の状況

- (ア) 適切な給食が提供されているか。
- (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた配慮がなされているか。
- (ウ) 食事中の事故（誤嚥及び窒息）防止のため、提供する食材や提供方法に配慮がなされているか。

③重大事故発生・再発防止の徹底

- (ア) 令和元年8月5日板橋区保育施設等における事故検証委員会「認可保育施設における午睡中の死亡事例に関する検証報告書」の事業者及び保育施設に対する提言に基づく対応が徹底されているか。
- (イ) 園児の見落とし等の発生防止に向けた取組が徹底されているか。
- (ウ) 午睡中の事故発生防止に向けた取組が徹底されているか。

(3) 会計関係

①適正な会計処理の徹底

- (ア) 計算書類等は適正に作成されているか。
- (イ) 資産管理は適切に行われているか。

②確認制度及び区の規定に基づく給付の適正化

- (ア) 公定価格における充足すべき職員の配置状況は適正か。
- (イ) 上乗せ徴収や実費徴収を実施する場合、保護者からの同意を得る等、適切に実施しているか。

5 関係機関との連携及び情報提供

連絡調整と巡回支援指導を担当する保育サービス課と連携していく。